

「徳島県企業局70周年記念事業」企画運営業務仕様書

1 委託業務名

「徳島県企業局70周年記念事業」企画運営業務

2 事業の目的

企業局創立70周年を迎えるにあたり、電気・工業用水の安定供給や自然エネルギーを活用した地域活性化の推進など、これまでの企業局の取組成果を広く発信し、県民の理解促進と認知度向上を図ることを目的に本事業を展開する。

3 業務内容

(1) デジタルアニバーサリーブックの制作

- ・企業局のこれまでの歩みと未来へのビジョンを伝えるため、先人たちの功績や発電所・ダムなどの施設を掲載すること
- ・事業に深く関わってきた方々のインタビューを交えるなど、画像や動画を効果的に使用すること
- ・単なる歴史の羅列にとどまらない、視覚的に親しみやすく企業局への興味関心を引くような内容とすること
- ・作成に必要な写真動画等の素材は、受託者による収集及び委託者からの提供による

※想定している活用方法

- ①ホームページやSNSでの発信
- ②子どもたちの環境・エネルギー学習の教材
- ③人材確保に向けた採用活動のツール 等

(2) 式典の企画運営

①会場の手配、式次第の作成

- ・式典概要
 - ア 開催日時：令和8年8月下旬を予定
2時間程度
 - イ 開催場所：徳島市内
 - ウ 主催：徳島県企業局
 - エ 内容：徳島県企業局70周年記念式典

- ・150名～200名程度収容可能な徳島市内の会場を確保すること
- ・事業の目的に基づき、効率的かつ効果的な式典次第及び演出計画とすること
- ・記念講演を企画する場合は以下のとおりとするが、記念講演に限らず、幅広い視点からの自由な式典次第の提案を求める

※式典に記念講演を含む場合

- ・企業局に関連のあるテーマで講演でき、話題性・発信力のある講師を選定の上、出演交渉を行うこと
- ・講師との講演内容の企画調整、当日のアテンドを含むこと

【講演テーマ例】

- ア 水資源・地球環境（例：気候変動と水インフラの未来）
- イ インフラ・ダムの魅力発信（例：マニア視点で語るダムの魅力）

②招待状の作成、発送・返送受付

- ・招待者の情報については、徳島県企業局（以下、「委託者」という。）から提供する
- ・招待状作成、発送・返送に係る経費は委託料に含むこと

※出席者は自治体・関係企業等を想定

③式典会場へのスタッフ派遣 3名以上

- ・式典進行管理
- ・音響・映像等操作
- ・式典記録（写真・動画撮影）

④式典進行に関すること

- ・司会者の手配
- ・進行シナリオの作成

※司会者は式典進行を行い、臨機応変な対応や調整が可能であること

⑤会場設営

- ・会場の横看板等の手配

⑥その他式典に関する演出・アレンジ

- ・出席者が能動的に関わることができる「参加型」の演出等、式典を盛り上げるための独自演出・アレンジ

⑦式典用パンフレット等の作成

- ・式典当日、出席者に配布する式次第、パンフレットの作成

⑧ノベルティの作成

- ・式典当日、出席者に配布するノベルティの作成
- ・既製品への単なる名入れにとどまらない、企業局をイメージさせるデザインで広報ツールにもなるようなもの
- ・ノベルティの作成個数は、出席予定者数（約150名）に予備を加えた数量とするが、最終的な作成個数については委託者と協議の上決定すること

⑨映像制作

- ・企業局のこれまでの歩みと未来へのビジョンなどを表現した5分程度の映像の制作（式典内での放映を想定）
- ・制作した5分程度の動画を編集した15秒程度のダイジェスト版の作成（5本程度）（SNS等での二次利用を想定）
- ・映像に使用する素材については、上記「デジタルアニバーサリーブック」で使用する素材等に加え、受託者による収集及び委託者からの提供による

⑩デジタルパネル展の設置

- ・記念式典当日、会場内に設けること
- ・企業局への理解を深める内容とすること
- ・パネル展に使用する素材については、上記、「デジタルアニバーサリーブック」で使用する素材等に加え、受託者による収集及び委託者からの提供による
- ・デジタルパネル展に必要な備品については、受託者において手配すること

(3) 制作物の効果的な情報発信に関する提案

- ・式典の様子や制作した映像等について、広く県民へ周知するための効果的な情報発信方法を提案すること

※業務内容に関する特記事項

(1) 著作権及び権利処理に関する事項

- ・制作物及び納品物の著作権は委託者に属するものとする。
- ・記念式典の様子はSNS等での発信を想定しており、これに伴う権利処理等が発生する場合には、受託者の責任において確実にを行うこと。
- ・音楽素材の使用に関しては、著作権の許諾が必要な場合は、手続き及び使用料の支払い等を受託者において行うこと。

(2) 納品データに関する事項

- ・制作したデジタルアニバーサリーブック、映像等はHPへの掲載に加え、SNS等での配信もできるよう、複数のフォーマットデータ（MP4等）で納品すること。

(3) 費用に関する事項

- ・見積りには、会場利用料、各種設営・機材費、司会者の出演料を含むこと。
また、講演等を実施する場合には、講演者への謝金・交通費等の費用を含むこと。

(4) その他

- ・映像等の制作物については、式典だけの利用にとどまらず、企業局の認知度向上や理解を促進する仕掛けを今後展開できるものとする。
- ・受託者による素材収集にあたっては、安全管理を徹底し、関係法令を遵守すること。
- ・デジタルアニバーサリーブックについては令和8年11月末、映像等制作物については、式典開催前までに企業局へ提出し、チェックを受けること。
- ・デジタルアニバーサリーブック、式典で使用する音楽、進行シナリオ、各種制作物等については、随時企業局と協議しながら作成・決定すること。

4 業務報告

業務終了後、令和8年12月28日までに、以下の成果品を提出すること。

- ・業務完了報告書 1部
- ・実施内容報告書（A4カラー印刷） 1部
- ・業務で制作した映像、画像データ等の電子データ

5 その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたり、関係法令及び本仕様書を遵守するとともに、委託者の意図及び目的を十分に理解した上、適正な人員を配置し、正確に行うものとする。
- (2) 受託者は業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議し、原則として委託者の指示に従うものとする。
- (3) 受託者は業務中に知り得た内容について、第三者に情報を漏らしてはならない。
- (4) 自然災害や感染症の感染状況等を踏まえ、事業の中止や内容の変更等を行う場合がある。